

阿南工業高等専門学校内部会計監査規則

(平成16年4月1日)

(規則第107号)

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年高専機構規則第34号）第45条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における内部会計監査を行うための必要な事項を定め、会計経理について事務の適正を期し、もって会計事務執行上の改善向上を図ることを目的とする。

(内部会計監査員)

第2条 内部会計監査に従事する職員（以下「監査員」という。）は、本校の会計職員のほか、必要に応じて会計職員以外の職員のうちから校長がこれを命ずる。

(内部会計監査の時期)

第3条 内部会計監査は、毎会計年度1回行わなければならない。ただし、会計職員の交替その他必要があると認めるときは、臨時に行う（以下「臨時監査」という。）ことができる。

2 高専相互会計内部監査を行った場合は、内部会計監査（臨時監査を除く。）に代えることができる。

(内部会計監査の実施通知)

第4条 内部会計監査を実施しようとするときは、あらかじめ「内部会計監査実施通知書」（別紙様式1）により内部会計監査の日時、監査員の氏名、その他必要事項を通知するものとする。

(内部会計監査事項)

第5条 監査員は、次の各号に掲げる事項について、実地に監査しなければならない。

- (1) 会計経理に関する各法令等の適用に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び資金計画の執行に関する事項
- (3) 金銭等の出納保管に関する事項
- (4) 資金の需給及び管理に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (6) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項
- (7) 帳簿及び証拠書類に関する事項
- (8) 契約に関する事項
- (9) 旅費に関する事項
- (10) 委任経理金、科学研究費等外部資金に関する事項
- (11) その他校長が必要と認める事項

(調書の提出等)

第6条 監査員は、監査実施に伴い、会計経理に関し、法令に違反し、又は適当でないと認める事項がある場合には、直ちに関係職員に対し意見を表示し、適宜の措置を要求することができる。ただし、当該事項が重大である場合には、あらかじめ校長の指示を受けるものとする。

- 2 監査員は、帳簿、書類又は現場につき監査し、必要があるときは、関係職員に説明を求め、又は調書を提出させることができる。

(内部会計監査の立会)

第7条 内部会計監査の際は、関係職員がこれに立会うものとする。

(内部会計監査結果の報告)

第8条 監査員は、内部会計監査を終えたときは、速やかに「内部会計監査報告書」（別紙様式2）を校長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 阿南工業高等専門学校内部会計監査規程（昭和43年10月1日規程第5号）は、廃止する。

附 則

この附則は、平成21年10月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この附則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

和暦 年 月 日

殿

阿南工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

内部会計監査の実施について（通知）

このたび、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第 4 5 条並びに阿南工業高等専門学校内部会計監査規則第 3 条の規定により、定期（臨時）内部会計監査を下記のとおり実施しますので、通知します。

ついては、監査実施に支障のないようお取り計らい願います。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 監査年月日 | 和暦 年 月 日（ ） 時～ 時 |
| 2 監査対象期間 | 和暦 年 月 日から和暦 年 月 日まで |
| 3 監査員 | |
| 4 監査事項 | (1) 会計経理に関する各法令等の適用に関する事項
(2) 事業計画、予算及び資金計画の執行に関する事項
(3) 金銭等の出納保管に関する事項
(4) 資金の需給及び管理に関する事項
(5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
(6) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項
(7) 帳簿及び証拠書類に関する事項
(8) 契約に関する事項
(9) 旅費に関する事項
(10) 委任経理金、科学研究費等外部資金に関する事項
(11) その他校長が必要と認める事項 |

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

監 査 員

内部会計監査の結果について（報告）

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第 4 5 条並びに阿南工業高等専門学校内部会計監査規則第 3 条の規定に基づき実施しました定期（臨時）内部会計監査について、阿南工業高等専門学校内部会計監査規則第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 監 査 年 月 日 和暦 年 月 日（ ）
- 2 監査対象期間 和暦 年 月 日から和暦 年 月 日まで
- 3 監 査 事 項
及びその概要